

ニホンカモシカ及びツキノワグマの適切な保護管理の推進に関する意見書

静岡市では、野生鳥獣による農林業被害の軽減に向け、防護柵の設置等による防除、林縁部の刈払い等、動物と人間の緩衝地帯の整備、被害防止目的の捕獲などの対策を複合的に組合せ、総合的な対策を進めている。

そのような中、野生鳥獣の捕獲については、狩猟免許の取得促進や罠の貸出し、捕獲報償金の支給など様々な施策を組合せ、推進を図っているが、特別天然記念物のニホンカモシカや、ツキノワグマについては、法的規制や慣習等により、被害に対して迅速に対応できない事例が出てきている。

ニホンカモシカについては、「天然記念物の種の指定から地域指定への転換をはかる。」という、昭和54年に文化庁、環境庁（当時）、及び林野庁のいわゆる三庁合意が行われ40年以上が経過するが、依然として、地域指定への転換がなされていない。

本市では、新植造林地の幼木の食害、ワサビや茶などへの農業被害など、農林業者からその対応に苦慮しているという声が多く寄せられている。また、都市部への侵入や沿岸部でも新たに生息情報が得られるなど、生息域の拡大による被害の増加が懸念されている。

ツキノワグマについては、静岡県は平成4年以降、狩猟の自粛を要請するなどして、保護に努めているが、平成17年の県生息調査報告書において、「近年、個体数増加、分布域回復の傾向が認められる」との記載がある。自粛から30年以上が経過した現在においては、県内の生息状況はさらに大きく変化しているものと推測される。地域個体の維持と被害軽減の両立を図るため、防除を前提としながら、ツキノワグマの捕獲数の上限を引き上げた秋田県などをはじめ、保護管理施策を修正する自治体も出始めている。本県においても、ツキノワグマの生育状況などに関して詳細な調査を行い、改めて、適切な保護管理を検討すべき時期に来ているものと考えられる。

これらのことから、下記事項について要望する。

記

- 1 特別天然記念物のニホンカモシカについて、いわゆる三庁合意の実現をはかり、早期に地域指定移行に向けた取組を実施し、適切な保護管理に努めること。また、三庁合意の履行が困難な場合は、新たな枠組みを設定し、地域指定に向けた取組を開始すること。
- 2 ツキノワグマについて、県内の生息範囲、生息密度、個体数等に関する調査を実施し、調査結果に基づく保護管理方針を定めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年10月11日

静岡県静岡市議会

衆議院議長 宛て
参議院議長 宛て
内閣総理大臣 宛て
環境大臣 宛て
文化庁長官 宛て
林野庁長官 宛て
静岡県知事 宛て